

平成23年度

岐阜市包括外部監査報告書

概要版

岐阜市包括外部監査人

桑 原 雅 行

目 次

第1章 総論

第1 包括外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件	1
3 事件を選定した理由	1
4 外部監査の方法	2
5 外部監査の期間	3
6 外部監査人	4
7 利害関係	4

第2章 包括外部監査の結果

第1 今回の包括外部監査の主な事項	5
1 補助金等に関する関係規程等の整備について	5
2 事務事業評価の改善について	6
3 補助金等見直し方法の改善について	7
4 各種委員会等に対する負担金等の問題点について	8
5 旧柳津町に関する補助金等について	10
6 政務調査費について	11

第3章 指摘及び意見の一覧表

14

包括外部監査の結果報告書

第1章 総論

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

補助金等の事務の執行等について

(2) 外部監査対象期間

平成22年度（必要に応じて平成23年度、または過年度に遡及する。）

3 事件を選定した理由

今回の包括外部監査の対象である「補助金等」は、政策目標を達成する有効な手段として機能すべきものであるが、これに必要な予算は岐阜市の財政において相当程度の割合を占めている。

包括外部監査の導入の目的

外部監査制度は、外部の専門家の監査により地方公共団体の監査機能を強化し、監督機能に対する住民の信頼を高める事を趣旨として地方自治法の改正により創設された制度である。

その目的は、地方自治法第252条の27において外部監査契約の内容が「地方自治法第2条第14項又は第15項の規定の趣旨を達成するため」とあることから、「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる（第2条14項より抜粋）」ことと「組織及び運営の合理化に努めるとともに、・・・規模の適正化を図る（第2条15項より抜粋）」ことであるといえる。

補助金等は、住民の福祉を増進する有効な手段として機能すべきものであり、その合理的な運営は財政に与える影響から考えても十分検討に値する。

岐阜市の財政をめぐる概況

現在の厳しい経済環境の中、構造的に歳入は縮小する一方で、少子高齢化の進展による医療・介護などの社会保障費の歳出は拡大する傾向となっている。このような状況において現在の行政サービスを維持することは困難であり、行政サービスの選択と

集中を図る必要が認識されている。

補助金等については一旦支出すると削減しにくいという性格があり、過去から数々の改革が実施され、補助金見直しシステム等が整備されている。しかし多数の補助金について、外部からの検討が行われることは仕組み上困難な状況であり、包括的に外部の第三者の視点で検討することは意味のあることと考えられる。

過去の包括外部監査との関係

平成 13 年度の包括外部監査においては「岐阜市の補助金について」が取り上げられているが、今回のテーマ選定にあたり 10 年余りが経過しており、その間の環境変化は大きなものとなっている。また平成 18 年 1 月 1 日には旧柳津町と岐阜市が合併し、前回の包括外部監査においては全く検討されていない範囲の拡大があったことから、再度テーマに選定しても重複等の問題は生じないと考えられる。

以上から、補助金等を対象にした事務の執行状況全般を外部の専門家の視点で包括的に、かつ、できるだけ詳細に検討し、補助金等の抱える諸問題と岐阜市の現状に対する何らかの処方箋を提示することを目的として、今回の事件に「補助金等に関する事務の執行等について」を選定した。

4 外部監査の方法

(1) 監査の対象

①監査の対象とした費目

「補助金」を中心に、「負担金」・「交付金」を監査の対象とした。

②監査の対象とした部署

監査対象とした補助金は、一般会計の補助金（企業会計補助金を除く）のうち、300 万円以上全件及び 300 万円未満のものについては、外部監査人の判断により任意抽出しており、監査対象として抽出された部署は、次のように広範囲な部署となっている。

環境事業部	議会事務局
企画部	基盤整備部
ぎふ清流国体推進部	教育委員会事務局
健康部	工事検査室
財政部	自然共生部
市民参画部	市民生活部
商工観光部	消防本部
都市建設部	農林部

福祉部
薬科大学

まちづくり推進部
柳津地域振興事務所

(2) 監査の方法

①監査の要点

1 公益性

公益上必要と認められるものが、補助金等の対象となっているか。

2 合规性

補助金等の申請、交付等の手続きは、補助金等の交付規則や要綱等に定める手続きに従っているか。

3 経済性

最も少なく安価な人財投入であるか。

4 効率性

人財投入により最大限の効果をあげているか。

5 有効性

人財投入は、住民福祉、公共目的に適合しているか。

②主な監査手続

今回の監査は、補助金等を包括的に、かつ、できるだけ詳細に検討することを目指しているため対象の抽出基準があまり高額にならないように配慮した。一定の抽出基準以下の対象についてはアンケート結果を検討し、問題がある可能性が高いと判断された対象について任意抽出により監査対象に追加した。

また補助金等は岐阜市の事務事業であり、その有効性は上位に位置する施策との関連が問題となる。施策は各部署において決定されているため、まず部署を単位として監査の対象を区分し、統一的に有効性を検討するために監査担当者を配置し監査手続を適用した。

具体的には、選定した部署に対し監査要点を踏まえたヒアリング及び資料の閲覧を実施し、質疑応答を繰り返し実施した。

5 外部監査の期間

平成 23 年 6 月 9 日から平成 24 年 2 月 29 日まで

6 外部監査人

岐阜市包括外部監査人	桑原雅行	(公認会計士)
同補助者	豊田裕一	(公認会計士)
同補助者	服部誠司	(公認会計士)
同補助者	井上 学	(公認会計士)
同補助者	高橋英明	(公認会計士)
同補助者	石井 卓	(公認会計士)
同補助者	江尾和俊	(公認会計士)
同補助者	山田裕亮	(公認会計士試験合格者)
同補助者	草田薫之	(公認会計士試験合格者)
同補助者	大久保等	(弁 護 士)
同補助者	別所大介	(システム監査技術者)

7 利害関係

地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 包括外部監査の結果

第1 今回の包括外部監査の主な事項

1 補助金等に関する関係規程等の整備について（担当課：行財政改革課）

1 概要

現在、補助金等に関する規程には「岐阜市補助金等交付規則」がある。その内容は、いわゆる「補助金等適正化法」に準じて補助金等の申請・交付手続を定めたものとなっている。補助金等の交付事務に必要な要綱については第28条に、この規則の施行に必要なものは別に定める旨を規定しており、解説により要綱の制定が各部署に求められている。また、第2条において用語の定義を行っており、補助金等は「本市が交付する補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。」と規定されている。したがって、補助金に類似する交付金・負担金について明確に定められた規程はない。

2 結論（指摘）

（1）現在未整備な条例・規程等の整備について

現在、補助金等に関し規定化されているものは「岐阜市補助金等交付規則」のみである。したがって、手続き面の規定として現行の「岐阜市補助金等交付規則」のほかに 補助金等に関する、公益性の判定基準等を含んだ実質的な交付基準、情報公開等その他の必要な規程等を設定する必要がある。

（2）要綱の整備について

「岐阜市補助金等交付規則」第28条には必要な要綱を定めることがその趣旨として求められている。

要綱の整備が不十分な場合は、その他の規程が整備されていても、個別の補助金等の個別の公益上の必要性の判断に問題が生じる可能性があり、実質的な問題といえる。関係各部署においては要綱の内容を実質的に再検討し、必要事項の設定、改定を行う必要がある。

（3）交付金、負担金に関する規程の整備について

補助金に類似した性格でありながら、特段の定めがない交付金・負担金についても「岐阜市補助金等交付規則」に準じた定めを検討する必要がある。

現在の規制する規程等がない状態は早急に改善されるべきである。補助金に関する規程等の整備と同時に、バランスを取りながら交付金、負担金についての関係規程等も一体で整備を行い、個別の判断・解釈によるだけで規制がない項目になりうるような状態は改善する必要がある。

2 事務事業評価の改善について（担当課：行財政改革課）

1 概要

補助金等は、岐阜市の政策の実現手段として一定の目的を実現するために、事務事業の形で実施される。現在、岐阜市は補助金等の有効性・効率性を測定するために事務事業評価を実施し、その効果測定を行い種々の改善に結び付けようとしている。

事務事業評価が適切に行われない場合には、補助金等の有効性・効率性の測定が実質的に担保されないことになり、十分な配慮が求められるべきである。

2 結論（指摘）

現在の事務事業評価の実施状況は、補助金等の有効性・効率性を検討する手段としては十分に機能しているとは言い難い。このままでは、補助金等の有効性・効率性が十分に検討されないまま事業が継続される問題を抱えている。

この状況を改善するためには、以下のような方法が考えられる。

(1) 事務事業評価の趣旨を明確にするため実施の目標を再確認し、明確に職員に伝達する必要がある。また実施にあたってのノウハウが不足している可能性もあり、ノウハウの蓄積を図り、実施する職員の教育も必要であろう。

(2) 十分な効果を期待するには、金額の重要性等で範囲を絞り、厳選した対象事業について、十分な検討と次年度以降への改革等を実施した方が、メリハリの利いた効果的な事務事業評価になると判断される。

仮に、現在の評価範囲を現在のまま継続する場合には、一年ですべてを行うのではなく複数年にわたって分割して実施し、十分な検討を行う方法も考えられる。これにより事務事業評価の対象事業は限定されるが、補助金等に関する説明責任は事務事業評価結果の公開以外の別の方法でも実施可能と考えられる。

(3) 実質的に事務事業評価の方法が担当部署に任されている現状は、他の部署によってその実施状況を確認する方法の導入を検討して改善すべきである。仮に対象事業が限定されるようになれば、その事務負担は減少し、他の部署による検討も比較的实施しやすいものになり、より事務事業評価の実効性が高まると考えられる。外部の第三者による方法も考えられるが、時間的制約等により困難な場合が多いであろう。

(4) 効果測定の指標設定が不十分な点については、上記（１）で述べたようにノウハウの蓄積と実施職員の教育等により、評価方法の改善を図る等の必要があろう。

以上、いずれの方法をとるにせよ、現在の事務事業評価は、その問題点を早急に改善する必要がある。改善できない場合には、補助金等の有効性・効率性が十分に判断できないことになり実質的に大きな問題を抱えた状態といえる。

3 補助金等見直し方法の改善について（担当課：行財政改革課）

1 概要

補助金等の見直しは、岐阜市補助金評価委員会による「最終提言」により補助金検討チーム、補助金等評価委員会、行財政改革推進会議が中心になって行われている。各組織の人員構成は、行財政改革推進会議が外部からの委員が参画しているほかは、いずれも岐阜市内部の委員により構成されている。それぞれの組織は、非常設の組織であり常時補助金等の問題を検討できるような体制ではない。補助金等の見直し検討対象についても、「新規開設から3年が経過した補助金等」が評価の対象である。このように、必ずしもすべての補助金等が見直し検討の対象となっているわけではなく、一度検討された補助金等もその後の追跡調査が行われるわけではない。

実際の見直し状況は、平成18年度から平成22年度までは補助金検討チームの評価結果と補助金所管部署のそれとがほぼ一致し、補助金等評価委員会に問題提起されることも、補助金等の見直しシステムについて行財政改革推進会議から指摘されることもなかった。

以上が現在の補助金等見直し方法の概要であるが、このほかにも行財政改革推進会議による事業仕分の意見聴取により補助金等が検討対象になっている。平成22年度における意見聴取事業数は事業評価対象事業数848事業の内、最終的に19事業（構成割合2.2%）となっており、この中に補助金等が含まれている場合は意見聴取の対象として内容の検討がなされることになる。

行財政改革推進会議による意見聴取によって補助金等が検討されると、外部の委員の目による検討で新たに問題が指摘されることもある。このことは、現在の補助金等の見直しシステムが当初の状況からの変化に対応していない部分があることを示している可能性がある。

見直し方法についての基本的な考え方は、過去に岐阜市に提出された意見書等に記載されており、その内容を検討してみると、現在でも十分適合することが確認できる。そのため、それらを再確認し、補助金等の見直しシステムのあり方を検討してみる必要がある。

2 結論（指摘）

現在の補助金見直しシステムは、過去の改正により構築されているが時間の経過により見直しが必要な時期に来ていると判断される。外部の目による検討は、時間的な制約により金額的に重要なものに限定されよう。金額的に重要なものは、詳細にかつ外部の目も導入して十分検討するべきである。それ以外は定期的な見直しが自動的に行われる方法に変更するべきである。この方法には、終期の設定、目標期限の設定等があり一定の期限が来れば統一的に検討される仕組みにより網羅性を考慮した方法を導入するこ

とを検討する必要がある。見直しの検討範囲は現在の補助金に限定するべきではなく、性格的に類似し、問題も類似している交付金・負担金も検討範囲に含めるべきである。

4 各種委員会等に対する負担金等の問題点について

（担当課：市民体育課、歴史博物館、循環型社会推進課、地球環境課、男女共同参画・文化課、産業拠点運営課（この他にも全庁的に検討する必要がある））

1 概要

現在、岐阜市の職員が業務上関係する各種団体は合計 149 団体があり、岐阜市から各種団体に対し負担金等が支出されているものが 123 件（構成割合 82.6%）に上っている。これらの団体は、実行委員会・協議会等様々な名称があるが、特定の事業を行うために行政・企業・市民団体その他が資金を出し合って運営されているものが多い。岐阜市がこれらの団体に対し負担金等を支出する場合には種々の問題が生ずるほか、各種団体の事務局が市の所管部署内に設置されて事務を市職員が処理している場合や、収入の大半が負担金等で占められ、実質的な運営や市の職員のかかわり方に疑問が生ずるような場合も多く見受けられる。

2 結論

（1）実行委員会等に対する管理の環境整備について（その 1）（意見）

実行委員会等が、権利能力なき社団としての実質を備え、実質的に岐阜市から独立していない場合は、実行委員会等の行為は実質的に市の行為とみられることとなり、実質に問題のある団体に対する公金支出の不適切性の問題より、負担金等の支出の効果に疑問のあることや実行委員会等の支出が市の支出とみなされるおそれがあり責任問題が生ずる可能性がある。また、市の支出の場合に求められる規制が同様に求められるべきものであるにも関わらず、実行委員会等の簡易な規制による支出が行われてしまうことになり問題が生じるおそれがある。

実行委員会等の事務管理全般についても実質的に市の行為と同等の規制が求められるべきところ、その簡易な規制に基づいて行われることになり、ここにも問題の生じるおそれがある。

これらの点を回避するには、権利能力なき社団としての実質を備え、かつ、実質的に岐阜市から独立していない場合には、その独立性を確保する必要がある。

実行委員会等が権利能力なき社団として認められるには以下の成立要件を全て満たす必要がある。

（最高裁判例昭和 39 年 10 月 15 日より要約）

① 団体としての組織を有すること

- ② 多数決の原理に基づいた意思決定が行われること
- ③ 構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続できること
- ④ 代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること

これらの要件を検討し、問題の生じないように整備する必要がある。また、実質的には権利能力なき社団となっても実質的に岐阜市から独立していないと判断される場合としては、以下の状態になっている場合が考えられる。

(名古屋高等裁判所判例平成 15 年 12 月 25 日より考え方を要約)

- ① 実行委員会等の設置が事業実施の方法として計画されたものであること
- ② 実行委員会等の設置・運営に地方公共団体が中心的役割を果たしていること
- ③ 実行委員会等の事務の全般について設置地方公共団体の職員が職務として遂行していること
- ④ 実行委員会等の予算の大半が負担金等により占められていること

以上の状況が見受けられる場合、実行委員会等が岐阜市から独立した存在となるように実態を改善する努力が求められる。実行委員会等の事業についても、内容の整理統合を検討し、一部は市の事業として実施する等の是正措置を講じることや、構成員の役割分担の再検討から市の関与の解消を検討することも必要な場合があると考えられる。

ただ、現実的には実行委員会等を利用することのメリットが大きな場合も考えられ、そのような場合は種々の問題の発生を回避するための手段を講じることが求められる。

実行委員会等の事務管理全般を一定の水準に保つための改善が求められ、特に市が行う事務に比べ著しく簡易な方法で事務が行われることで、不適切な状態にならないように一定の管理水準を保つことが望まれる。

(2) 実行委員会等に対する管理の環境整備について（その 2）（意見）

現在の実行委員会等の設立から管理、廃止までに至る統一した考え方が存在せず、各所管部署にその運営が任されている状態は大きな問題といえる。便利な実行委員会等は今後さらに安易に設立されていく可能性がある。市は実行委員会等のあり方や整理の方向性、設立から管理、廃止までに至る統一した考え方を整理、公表し、現在の各所管部署の判断に任せた管理の状況を改善することが望まれる。

実行委員会等においては各種の事業が行われているが、その管理は上記の様に設立部署に任されている。この場合は通常の事務事業に比べ、市の職員が事務を行っている場合でも、外部の者の目が及ぶ程度に差が生ずる。設立部署の管理にしても担当部署によって水準の一定しない管理が行われる可能性がある。また、事務事業評価に基づかない非効率な事務が長期にわたって実施される可能性、事務事業に関する情報公開が行われないなどの可能性も生ずる。これらの問題を改善するためには、第 1 に実行委員会等の

所管部署による一定の適切な管理が必要であり、そのためには統一的な管理方針等が示される必要がある。第2に外部の者によって各所管部署の実行委員会等への管理の適切性についての確認等の検証が必要であるといえよう。

職務専念義務とは、地方公務員法第35条に定めがある地方公務員に求められる義務の一つである。地方公務員法第35条は「条例に特別の定めがある」場合は職務専念義務は免除されると定めているが、岐阜市の条例を確認してみたところ個別具体的な定めは確認されなかった。現在は、かなりの実行委員会等に市の職員が関与している。また、それらの実行委員会等にはかなりの確率で負担金等が支出され、問題を複雑なものにしている。

一般に市の職員が実行委員会等の事務を行う場合は、職務の一部として行うという整理がなされているため職務専念義務違反は問題にならないが、現在設立されている実行委員会等の中には、その性格によっては職務の一部として整理することに疑問が生ずる団体、業務が存在する可能性がある。実行委員会等の性格を踏まえ、構成員の役割分担を明確にしたうえで職務専念義務違反が生ずるような内容の場合は直ちに改善する必要があり、この点について注意を払うことが望まれる。

5 旧柳津町に関する補助金等について（担当課：地域振興総務課、経営雇用対策課）

1 概要

旧柳津町は、平成18年1月1日に岐阜市と合併した。合併の方式は、柳津町を廃し、その区域を岐阜市に編入する編入合併とされた。平成23年1月1日現在では合併後5年の時間が経過しているが、旧柳津町時代の補助金等は従来の状況に近い形で存続しているものが散見される。

2 結論（指摘）

旧柳津町に関する補助金等については、合併時に各部局に引き継がれた。そのため、従来岐阜市において実施していた補助金と、合併により旧柳津町より引き継がれた同種の補助金等の調整は各部局により独自の方法で行われ、統一性を欠くものとなっている。従って、合併協定書の内容を踏まえた上で、両者に同一あるいは同種の補助金等は統一されるべきであり、旧柳津町独自の補助金等は地域協議会等の調整を行った上で、岐阜市全体としてバランスを図ることも検討する必要がある。また、合併後相当な時間が経過していることを踏まえ、早期の整理をすることも重要である。要綱等の整理は未整備な点であるため、早急に実施する必要がある。事業としての効率性・有効性についても事務事業評価が従来の慣例を踏襲して実施されている可能性があるため、市全体としてバランスのとれた見直しを実施し、補助金等の事業の内容の再検討もする必要がある。

6 政務調査費について（担当課：議会総務課）

1 概要

政務調査費は、普通地方公共団体が、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派または議員に対し、交付される費用をいう。

地方自治法第 100 条第 14 項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」、同法同条第 15 項において、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」とされる。これを受けて、岐阜市では「岐阜市議会政務調査費の交付に関する条例」及び「岐阜市議会政務調査費の交付に関する規則」が制定されている。さらに岐阜市では、政務調査費の適正な運用及び使途の透明性の確保並びに議会における自主的な検査体制の充実を図るためとして、「政務調査費に関する申し合わせ」(以下、申し合わせとする。)が各会派幹事長会議で決定されている。

政務調査費の規程が整備された際の、国会における趣旨説明では「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、あわせて、情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保すること重要になっております。」とされた。これは政務調査費導入時、単に調査研究費等の助成を行うだけではなく、その使途の透明性を確保することも求められており、政務調査費の交付を受けるものは、その使途について説明責任を負う趣旨であると考えられる。

岐阜市では、申し合わせの要点の中で、領収書をすべて添付すること及び情報公開請求があった場合、収支報告書・実績報告書、領収書等証拠書類を開示する旨が明記されている。

政務調査費の交付対象は、市議会における会派または議員の職にあるもの（条例第 2 条）で、毎年度当初に、議長を経由して政務調査費交付申請書により申請し、市長により交付すべき政務調査費が決定され、政務調査費交付決定通知書により通知される（規則第 4 条第 1 項）。

交付請求は四半期ごとに条例第 7 条に規定する政務調査費の交付の日の 5 日前までに議長を経由して市長に対し政務調査費交付請求書により請求し（規則第 5 条 1 項）、交付金額は月額 180 千円(平成 23 年度より 150 千円)であり、政務調査費の使途は、調査研究費、研修費、会議費、資料作成又は購入費、広報広聴費、人件費、事務費及びその他の経費とし、その基準は規則で定めるとあり、またこれらの経費以外のものに充ててはならないとされる(条例第 8 条第 1 項、2 項)。政務調査費の交付を受けた会派の代表

者及び議員は、規則で定める様式により政務調査費に係る収支報告書並びに調査研究活動の実績報告書(以下、収支報告書等とする。)を作成し、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない(条例第9条第1項)。議長は、第1項及び第2項の規定により提出された収支報告書等の写しを市長に送付するものとされる(条例第9条第4項)。

政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、その年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として行った支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費を市に返還しなければならない(条例10条第1項)、市長は、条例第8条等に違反した場合に該当すると認めるときは、既に交付した政務調査費の全部又は一部の返還を命ずることができる(条例第10条第2項)。

監査にあたり、政務調査費が適正に支出及び報告がなされる仕組みとなっているかに留意し、収支報告書等の閲覧、議員、議会事務局への質問、分析等を実施した。

2 結果

(1) 議会事務局による収支報告書等のチェックについて(指摘)

収支報告書及び添付資料を閲覧したが、不備の大半は形式的なものであり、比較的容易に発見することが可能なものと考えられる。本来であれば、議会事務局の点検時にこれらが発見し、収支報告書等の修正を求めるべきであった。今後はより注意を払って政務調査費の収支報告書等のチェックを行う必要がある。なお、時間的な制約があるのであれば、収支報告を2回に分けることも考えられる。

(2) 政務調査費の調査について(意見)

条例等に政務調査費についての調査権限の定めがなく、市長には返還を命ずる権限が与えられているが、返還を命ずべき目的外の支出が存在しても、その存在を調査する機関が存在しない。調査権限を付与し、政務調査費の適正な処理を担保することが必要と考えられる。調査権限を誰に付与するかについては、議会事務局等が想定されるが、調査を実施するものに求められる独立性や、知識、能力等の要件や実施可能性を考慮して決定されたい。

(3) 議員に対する政務調査費の取扱いの周知について(意見)

収支報告書及び添付資料の不備の多くは、収支報告書の作成方法を含めた政務調査費の取扱いについて、必ずしも議員に十分な理解がされていないことが原因となっている。議会事務局作成の政務調査費の手引きが点検用に作成されているが、政務調査費の理解に有効なものと考えられることから、これを各議員に配布する等により、制度の理解に活用されたい。特に、領収書の取扱いには特に注意を払われるように十分周知されたい。

領収書を徴し難かった支出の明細書等が多用されると、領収書を添付することをルール化したことが無意味となるおそれがあり、領収書が発行されるものについては領収書を添付することが原則であることを十分理解されたい。

(4) 按分率について（意見）

議員活動は、調査研究活動と政党活動やその他議員活動等が渾然一体となっている支出について、按分率を使用し政務調査費に按分することになる。その場合、按分率を合理的な根拠をもって説明できるのであれば問題はないが、合理的に説明できない場合については、他都市の判例を見ると、現状よりもかなり低い按分率とすることになる。現在、按分率の根拠について示されていないが、按分率の根拠を収支報告書等で合理的に説明できないものについては、他都市の判例を参考に一律の按分率を定めることが適当と考える。

(5) 市政報告の印刷物について（意見）

多くの議員が市政報告を行い、その印刷代、郵送代を広報広聴費として支出している。市政報告のみの紙面であれば、按分率は 100% で良いが、その他の後援会活動に係る部分や、政党活動に係るものが含まれることも考えられる。このような場合、当該部分の比率に応じ按分するのが適切である。そのため、市政報告の紙面の内容を確認することが重要であり、各議員が作成した市政報告の印刷物が、収支報告に添付されることが望ましい。

(6) 政務調査費運用指針の更新について（意見）

現在、申し合わせで定められた政務調査費運用指針に基づき、政務調査費の処理が行われている。この申し合わせの最終の改正が平成 20 年 3 月であるが、その後、政務調査費に関する判例も多数出ており、これらを政務調査費運用指針に反映させることが、岐阜市において政務調査費として処理されるものと、一般に政務調査費として認められるものとの乖離を防止するために有効なものと考えられる。そのため、判例を参考にし運用指針を改訂することが適切と考える。また、今後も新たな判例により、一般に政務調査費として認められるものが明確化されていくと考えられるため、岐阜市の運用指針もこれに対応するため、定期的に見直しを行うことが望ましい。

(7) 政務調査費の支出及び報告にあたって（意見）

収支報告書及び添付資料を閲覧した結果、政務調査費として支出することの妥当性の説明が不十分なケースが見受けられる。政務調査費の原資は市民から徴収した税金であることから、市民の目からみて妥当な支出と認められるかどうかを、政務調査費とするかどうかの判断材料とし、収支報告書等を閲覧した市民が、政務調査費としての支出が

妥当であることがわかるように収支報告書等を記載することが望まれる。収支報告書等が公開の対象となっている趣旨(説明責任)を理解し、市民からみられるものという意識をもって政務調査費の支出と報告を行うことにより、適切な支出と報告が行われると考える。

第3章 指摘及び意見の一覧表

外部監査の指摘及び意見（総論）				
担当課	平成 22 年 度補助金 等実績金 額（千円）	指摘 又は 意見	内 容	本 編 頁
第 1 補助金等に関する関係規程等の整備について				
行財政改革課	該当なし	指摘	ア．現在未整備な条例・規程等の整備について 補助金等に関する公益性の判定基準等を含んだ 実質的な交付基準等を整備するべきである。	50
		指摘	イ．要綱の整備について 補助金等の事務の執行に必要な要綱の改定・制 定を実施するべきである。	50
		指摘	ウ．交付金・負担金に関する規程の整備について 交付金・負担金についても関係規程等を整備す るべきである。	50
第 2 事務事業評価の改善について				
行財政改革課	該当なし	指摘	ア．補助金等の有効性等を実質的に検討できるよ うに、目標の再確認、ノウハウの蓄積、職員の教 育、実施方法及び実施結果の確認等を改善するべ きである。	54
第 3 補助金等見直し方法の改善について				
行財政改革課	該当なし	指摘	ア．補助金等の見直しを実施する機関のあり方、 検討対象、重要性に応じた実質的な検討が可能な 方法及び検討範囲について改善するべきである。	57

第 4 各種委員会等に対する負担金等の問題点について				
市民体育課、歴史博物館、循環型社会推進課、地球環境課、男女共同参画・文化課、産業拠点運営課 (この他にも全庁的に検討する必要がある)	該当なし	意見	ア. 各部にある実行委員会等が独立した存在とはいいきれないため、実態を十分把握した上で、市との関係の整理、事務管理の適切性の確保について努めることが望まれる。	59
		意見	イ. 所管部署の判断に任せた実行委員会等の管理を改める必要がある。市の職員が実行委員会等の事務を行う場合には、職務専念義務に抵触しないように注意を払うことが望まれる。	60
第 5 旧柳津町に関する補助金等について				
地域振興総務課、経営雇用対策課	該当なし	指摘	ア. 旧柳津町より引き継がれた補助金等について、関連する事務事業の整備を実施し、岐阜市全体としての調整を早期に実現するべきである。	62
第 6 政務調査費について				
議会総務課	82, 249	指摘	ア. 議会事務局による収支報告書等の点検が不十分であり、改善すべきである。	64
		意見	イ. 政務調査費の調査権限についての定めがなく、調査権限を有するものを定めることが望まれる。	64
		意見	ウ. 収支報告書の不備は、政務調査費の取扱いへの理解不足によるものが一因であると考えられ、議員への政務調査費の取扱いを周知し、十分な理解を図られることが望まれる。	64
		意見	エ. 合理的な根拠により按分率を説明できない場合は、判例等を参考に按分率を決定することが望ましい。	64
		意見	オ. 市政報告の印刷物は、市政報告に係る費用の按分率の根拠となるものであるため、添付資料とすることが望ましい。	65
		意見	カ. 政務調査費運用指針は平成 20 年 3 月以来改定されていないが、政務調査費に関連する多くの判例が出ており、改定することが望まれる。	65

		意見	キ、市民の目を意識して、政務調査費の使用及び報告を行うことが望まれる。	65
--	--	----	-------------------------------------	----

外部監査の指摘及び意見（各論）				
担当課	平成 22 年 度補助金 等実績金 額（千円）	指摘 又は 意見	内 容	本 編 頁
環境事業部				
（1）岐阜羽島衛生施設組合の事務組合負担金の交付事務について				
環境事業政策課	301,711	意見	ア．負担金算定の基準となる組合費予算について 岐阜市は負担金を減少させるために、組合の一構成員として経費節約の観点から、組合費予算を継続して注視していくことが望まれる。	67
議会事務局				
（1）政務調査費について				
議会総務課	82,249	指摘	ア．議会事務局による収支報告書等のチェックについて 議長に提出された収支報告書等は、権限はないものの議会事務局により点検がなされているが、収支報告書及び添付資料を閲覧すると、単純な形式面の不備が見受けられる。より注意を払って点検を実施すべきである。	73
		意見	イ．政務調査費の調査について 現在、政務調査費について、調査権限の規程がなく、点検として議会事務局が不備の修正を依頼するに留まっている。政務調査費の調査権限を有するものがチェックを行い、目的外の支出が存在した場合、これを是正できるようにすることが望まれる。	73

		意見	ウ. 議員に対する政務調査費の取扱いの周知について 政務調査費の範囲の問題や収支報告書及び添付資料の不備の多くは、議員が収支報告書の作成方法を含めた政務調査費の取扱いについて、必ずしも十分な理解がされていないことも一因であると考えられる。手引き等を配布し、政務調査費の制度が十分理解されることが望まれる。	74
		意見	エ. 按分率について 調査研究活動と政党活動やその他議員活動等で共通して発生する経費等の按分率は、合理的な根拠を持って説明できないものについては、他都市の判例等を参考に定めることが望まれる。	74
		意見	オ. 市政報告の印刷物について 多くの議員が市政報告を行い、その印刷代、郵送代を広報広聴費として支出しているが、按分率の妥当性をチェックするためには、市政報告の印刷物は必要であると考えられる。今後は市政報告の印刷物も収支報告書への添付資料とすることが望ましい。	75
		意見	カ. 政務調査費運用指針の更新について 政務調査費運用指針の最終の改正が平成20年3月であるが、その後、政務調査に関わる多数の判例が出ており、これらを運用指針に反映させることが適切と考える。また、今後も新しい判例により、一般に政務調査費として認められるものが明確化していくと考えられるため、定期的な見直しを行うことが望ましい。	76
		意見	キ. 政務調査費の使用及び報告にあたって 政務調査費は、情報公開請求の対象であり、市民により内容のチェックをされうるものである。常に、市民の目を意識して、政務調査費の使用及び報告を行うことが望ましい。	76

企画部				
(1) 岐阜市コミュニティバス運行補助金の交付事務について				
交通総合政策課	95,065	意見	ア. 事務事業評価及び情報開示について 事務事業評価について、補助金によって地域の交通弱者のモビリティを確保するという補助金本来の目的が、どの程度達成されているかという観点からの評価としては不十分であるため、改善することが望ましい。	84
(2) バス路線（維持）補助金の交付事務について				
交通総合政策課	85,439	意見	ア. 事務事業評価及び情報開示について 現状の事務事業評価では、事業目的を達成するための活動指標が定義されておらず、また、その他の記載についても不十分であるため、改善することが望ましい。	86
基盤整備部				
(1) 加入団体負担金の交付事務について				
広域事業推進課、道路建設課、水防対策課、基盤整備政策課、土木管理課、公共用地課	16,917	意見	ア. 繰越金額の減額の検討について 繰越金が蓄積されることは当該団体において今後の活動に備えるための内部留保となるが、過度の繰越金と判断される場合は適切な負担金水準となるように働きかけることが望まれる。	88
		意見	イ. 加入団体負担金継続の検討について 団体に継続して長期間加入している場合には問題点が内在する可能性があるため、今後も加入の意味と効果を確認することが望まれる。	92
教育委員会事務局				
(1) 岐阜市中学校及び特別支援学校生徒指導対策行動費補助金の交付事務について				
学校指導課	3,674	意見	ア. 補助金額の算定について 1時間以上問題対策行動をとった教員に対して、自家用車、徒歩いずれの移動手段によって巡回を行った場合においても一律で 500 円が支給されている。交通費の実額に即した補助金の支給が行われていないため、対応が望まれる。	93

		意見	イ. 予算額について 予算が少なくとも5年間は同額で推移しており、恒常的に不足しているため、同一の対策行動であっても、その時期のみによって交通費相当額の支給の有無が決まるという状況は是正されることが望ましい。	94
		意見	ウ. 事務事業評価について 事務事業評価の活動指標の目標値が予算額となっており、毎年度予算は不足しているため予算は毎年消化されてしまい、目標額と実績額が一致し、常に目標を達成している状況となるため、有効性を判断しやすい評価指標を用いることが望ましい。	94
(2) 岐阜市小学校生徒指導対策行動費補助金の交付事務について				
学校指導課	1,584	意見	ア. 補助金が支出される意義について 前述の「岐阜市中学校及び特別支援学校生徒指導対策行動費補助金」と同様であるため当該補助金参照。	95
		意見	イ. 予算額について 予算が少なくとも3年間は同額で推移しており、恒常的に不足しているため、同一の対策行動であっても、その時期のみによって交通費相当額の支給の有無が決まるという状況は是正されることが望ましい。	96
		意見	ウ. 事務事業評価について 前述の「岐阜市中学校及び特別支援学校生徒指導対策行動費補助金」と同様であるため当該補助金参照。	96
(3) 岐阜市ふるさと大好き鵜飼事業補助金の交付事務について				
学校指導課	4,538	意見	ア. 事務事業評価について 当該補助金に対しても事務事業評価が行われている。しかし、活動指標が定められておらず、有効性を判断しやすい評価指標を用いることが望ましい。	97

(4) 岐阜市中学校及び岐阜特別支援学校進路指導対策行動費補助金の交付事務について				
学校指導課	2,970	指摘	ア. 交付要綱について 当該補助金には、交付要綱ほか、補助金交付のための判断指針となるものが存在していない。補助金の公益性を保つためにも、要綱を整備し、補助金の目的、対象、終期等をしっかりと明文化し、適正な補助金運営に努めるべきである。	98
		指摘	イ. 補助金額の算定方法について 旅費とは、本来実際にかかった費用以内で補助すべきである。しかし、当補助金の旅費の算定式は、概要に示した通り、往復直線距離に 37 円/km を乗じて算出されているため、金額の算定方法の合理性に問題があるため、対応すべきである。	98
		意見	ウ. 予算終了後の補助打ち切りについて 前年度の実績及び当年度の生徒数をもとに予算額を毎年度実態に即して見直すことで、補助金の申請時期のみによって補助金の有無が決まるような状況は改善されることが望ましい。	98
		意見	エ. 事務事業評価について 当該補助金に対しても事務事業評価が行われている。しかし、現状の活動指標は、補助金の有効性を判断するためのものとして不十分であるため、改めて設定することが望ましい。	99
(5) 岐阜市私学振興補助金の交付事務について				
教育政策課	24,630	意見	ア. 補助事業の業者選定について 一部の学校において相見積もりの徴収が見受けられなかったため、業者選定において相見積もりをとるように指導するのが望ましい。	100
(6) 岐阜市バトントワリング少年団育成連絡協議会運営費補助金の交付事務について				
中央青少年会館	30	指摘	ア. 補助事業者の選定について 補助対象となる団体の募集方法について再検討するとともに、交付要綱の要件を満たす団体が他にないかどうかを確認するため、少年団体の情報を収集するべきである。	101

		意見	イ. 補助金の効果について 少額の補助で本補助金の効果があるのかどうか を十分に検討することが望ましい。	102
(7) 国際インラインスケート岐阜長良川大会開催負担金の交付事務について				
市民体育課	4,983	意見	ア. 業務の見直しについて 本大会の運営方針の見直しや、本大会の企画運 営自体を他の団体に委託し、岐阜市の負担を減ら していくように検討することが望ましい。	103
		意見	イ. 委員会の規程の整備について 独立した団体として必要な管理規程を整備する ことが望ましい。	104
(8) 特別展「洛中洛外図に描かれた世界」にかかる開催負担金の交付事務について				
歴史博物館	9,500	意見	ア. 事務事業評価について 歴史博物館の運営業務をいくつかの事業に細分 化することで、特別展を含む展覧会に対するより 実効的な評価結果を表示することが望ましい。	105
		意見	イ. 委員会の規程の整備について 独立した団体として必要な管理規程を整備する ことが望ましい。	106
(9) 自治公民館 建設・修理事業に係る補助金の交付事務について				
社会教育課	9,506	意見	ア. 業務の見直しについて 公民館の利用状況の調査を行った上で交付決定 を行うことが望ましい。	107
健康部				
(1) 岐阜市医師会准看護学校補助金の交付事務について				
健康政策課	2,000	意見	ア. 補助金の見直しの必要性和実質的な補助の必 要性の検討について 収支決算書以外の決算書の入手の必要性和補助 金の算定根拠を明確化することが望まれる。	108
		意見	イ. 補助対象及び補助目的の見直しについて 学校の運営費補助ではなく、特定の事業目的に 限定した補助にするなど、補助の対象及び目的の 見直しを行うことが望まれる。	110

		意見	ウ. 准看護学校へ補助する必要性について 准看護師に対する社会的なニーズの減少が生じていることから、准看護学校に対する補助の必要性を見直すことが望まれる。	111
(2) 公衆浴場経営安定化対策費補助金の交付事務について				
生活衛生課	65	意見	ア. 補助の必要性について 補助金支出先は毎年同じであり、経営努力を行ってもなお、経営状況が良くない場合に限って、補助を行うことが望まれる。	113
自然共生部				
(1) 斎苑周辺整備事業補助金の交付事務について				
斎苑	9,513	指摘	ア. 事業評価について 当事業は事業評価がなされていない。 事業評価実施の上、公表すべきである。	116
(2) 岐阜市まると環境フェア開催負担金等の交付事務について				
①岐阜市まると環境フェア開催負担金				
②岐阜市地球温暖化対策推進事業負担金				
循環型社会推進課、地球環境課	①6,800 ②8,649	意見	ア. 委員会と市の関係について 市と一体とみなせる委員会において、現状では市が行う他の財政支出と比較して簡易な方法により支出がなされる可能性を否定しえないと考えられるため、検討することが望ましい。	118
		意見	イ. 採用手法の有効性について 対象の両事業は、施策そのものやその事業の推進アプローチに共通性がみられる。事業の重複も想定されることから、いずれの手法の費用対効果が高いかという検討も含め、統合できるものは統合し、効率的に事業を進めるための検討をすることが望ましい。	120
		意見	ウ. 事業評価の事業へのフィードバックについて [岐阜市まると環境フェア事業のみ] 事業評価の評価結果を公開するのみならず、各評価対象事業に適切にフィードバックさせるための仕組みの構築が望まれる。	121

(3) 都市美化推進連絡協議会補助金の交付事務について				
循環型社会推進課	3,714	意見	ア. 補助金額の妥当性の調査について 実績報告書の書類審査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、前払金額と確定補助金額の差があった場合に事業実施者に対して精算を行うことが望まれる。	123
		意見	イ. 事業評価の事業へのフィードバックについて 事業評価の評価結果を公開するのみならず、各評価対象事業に適切にフィードバックさせるための仕組みの構築が望まれる。	124
市民参画部				
(1) 岐阜市自治会連合会運営費補助金の交付事務について				
市民協働推進課	30,835	指摘	ア. 業務の見直しについて 積立金等の特別会計を含めた自治会連合会の収支決算書を入手し、より詳細な補助金の利用状況を把握すべきである。	125
		指摘	イ. 繰越金及び積立金の内容把握について 繰越金及び積立金の利用計画や積み立て基準を把握した上で、繰越額及び積立額の妥当性を検討すべきである。	126
		意見	ウ. 事務事業評価について 自治会連合会の活動実績等の具体的な指標を用いて事務事業評価を行うことが望まれる。	126
		意見	エ. 収支決算書の作成基準について まちづくり協議会と自治会連合会の収支を明確に区分するように、自治会連合会に指導することが望ましい。	126
(2) 岐阜市自治会連絡協議会補助金の交付事務について				
市民協働推進課	5,476	指摘	ア. 交付要綱の整備について 交付要綱を作成し、補助目的を明確にした上で補助対象経費の設定を行い、補助金の交付基準を明らかにするべきである。	127

		意見	イ．事務事業評価について 市自治会連絡協議会の活動実績等の具体的な指標を用いて事務事業評価を行うことが望まれる。	128
(3) 地域力創生事業補助金の交付事務について				
市民協働推進課	3,800	指摘	ア．補助制度の運用方法について 補助制度の適切な運用を図り、補助対象経費を明確にした上で、収支決算書上または添付資料で分権型協働コンパクトとの対応を明瞭に表示すべきである。	129
		意見	イ．事務事業評価について 活動実績、成果を適切に評価した上で事務事業評価の実施及び本補助金の執行に当たることが望まれる。	130
(4) 長良川薪能実行委員会負担金の交付事務について				
男女共同参画・文化課	12,000	意見	ア．業務の見直しについて 企業の協力や協賛金の獲得に努め、長良川薪能の運営方法について改善していくことが望ましい。	132
		意見	イ．委員会方式について 岐阜市と同程度の各種管理規程を整備することが望ましい。	133
		意見	ウ．委託業者の選定について 業者選定において相見積もりをとることが望ましい。	134
市民生活部				
(1) 岐阜市防犯協会補助金の交付事務について				
生活安全課	4,429	指摘	ア．交付要綱について 交付要綱に補助対象経費及び補助金の算定根拠を明示し、毎年度必要となる補助金額を算定すべきである。また、事業補助に切り替えていくべきである。	136
		意見	イ．事務事業評価について 刑法犯罪認知件数等の具体的な指標を用いて評価を行うことが望ましい。	136

(2) 交通安全活動推進団体補助金の交付事務について				
生活安全課	10,561	指摘	ア. 業務の見直しについて 収支決算書の内容が適切であるかどうかを確認するため、請求書、領収書といった証憑との突き合わせを実施するべきである。	137
		意見	イ. 補助金額の算定について 交付要綱の補助金額算定式が現状と照らして妥当かどうか、十分な検討を行うことが望まれる。	138
		意見	ウ. 事務事業評価について 交通事故発生件数等の具体的な指標を用いて評価を行うことが望ましい。	138
(3) 街角トワイライト整備補助事業補助金の交付事務について				
生活安全課	1,177	指摘	ア. 補助金交付の必要性の検討について 夜間に現地調査を行い、岐阜市として防犯灯の必要性の有無を検討すべきである。	140
		指摘	イ. 補助金額の算定について 補助金額の上限を引き下げることや、補助対象となる経費の一定割合を補助することにより、設置費用も一定の受益者負担を求めるべきである。	140
		意見	ウ. 事務事業評価について 事業の種類ごとに事務事業評価を行い、必要性や有効性の検討を行うことが望ましい。	141
商工観光部				
(1) 商店街街路灯等電灯料補助事業の交付事務について				
産業振興課	7,431	指摘	ア. 交付要綱と実態の不一致について 交付要綱の目的に従って支出が行われているかについて、現地調査が行われていないものが多い。実態調査を行い、夜間は営業していない店舗、商店街については、補助をすべきではない。	144
		意見	イ. 交付要綱の改正について 実態と交付要綱が合致していない。仮に、防犯上必要不可欠ということであれば、防犯を目的とした交付要綱を作成し、それに従って補助金を支出することが望まれる。	144

		指摘	ウ. 事業評価の形骸化について 実質的な事業評価がなされているとは言えない。具体的に事業評価を実施するべきである。	144
		意見	エ. 少額の補助対象について 一件当たりの補助金額が少額であり、補助金支出による効果が低く、不都合となることも少ないことや市の事務負担を考慮すると一定金額以下の場合には補助金を支給しないということを検討することが望まれる。	144
(2) 岐阜市空き店舗等活用事業補助金の交付事務について				
産業振興課	1,181	指摘	ア. 過去の補助対象店舗の現在の状況について 補助金支出の効果の測定を具体的な数値に基づいて測定し、退去の際は報告を受けるようにするべきである。	147
(3) ファッション産業人材育成（ファッションセミナー）負担金の交付事務について				
産業振興課	571	指摘	ア. 支出金額の算定根拠について 総支出額のおよそ 1/3 を市の負担とする支出金額の算定根拠が明らかではない。負担金であっても明確な支出金額の根拠を明らかにする必要がある。	150
		指摘	イ. セミナー実施の効果の測定について 支出の効果を明確に測定し、毎年、開催することの必要性を検討するべきである。	151
(4) 産地織物活性化事業補助金の交付事務について				
産業振興課	3,500	指摘	ア. 補助金支出の効果について ジャパンテックス展示会に出展することにより、どのような効果があったかを検証し、支出金額についても毎年、必要性に応じて見直しを行うべきである。	153
		意見	イ. 視察研修事業の支出内訳について 旅費交通費については、公益性を測定することが困難であり、測定ができない以上、受講者の本人負担が好ましいと考えられる。そのため、補助対象経費から除くことが望まれる。	153

		意見	ウ.「岐阜市事業創造支援補助金」との関係について 本来、新製品の開発は営利目的として企業が独自に行うべきものであり、市が補助すべき性質のものではない。仮に支出するとした場合であっても、「岐阜市事業創造支援補助金交付要綱」のように年数を限定して支出することが望まれる。	154
(5) 観光タクシー運営補助金の交付事務について				
観光コンベンション課	600	意見	ア. 補助金支出の効果について 明確な数値に基づく補助金支出の効果について目的が達成されているかの検証が行われておらず、現在把握されている「おすすめ観光ルート」の利用状況、観光ガイド乗務員の認定数等の具体的数値だけでなく、観光タクシー利用者へのアンケートなどを実施し、その結果に基づいて補助金支出の効果を測定することが望まれる。	157
(6) 岐阜観光コンベンション協会運営負担金の交付事務について				
観光コンベンション課	49,500	指摘	ア. 支出金額の算定根拠について 様々な事業の積み上げで算定された金額であるため、本来は、各事業内容を精査した上で、負担金額を決定すべきである。	159
		意見	イ. 事業評価の実施方法について 市の実質的な負担は、派遣職員 3 名の給与も含めたものであり、事業評価も派遣職員 3 名の給与を含めた金額で実施することが望まれる。	159
		意見	ウ. 岐阜市観光宣伝推進実行委員会との関係について 岐阜市観光宣伝推進実行委員会と財団法人岐阜観光コンベンション協会の活動内容が一部重複しているため、財団法人岐阜観光コンベンション協会内で全て実施できる体制を整えて、観光振興のための広報、宣伝、誘致を実施するほうが、より無駄がなく、効果も高いものになると思われる。	160

(7) 岐阜フラッグアート展の補助金の交付事務について				
産業振興課	2, 247	指摘	ア. 補助金支出の必要性の検討について 事業評価が具体的な基準に従って評価されていないため、具体的な基準に基づいて、支出の必要性を確認した上で、每期、金額を決定する必要がある。	161
		指摘	イ. 岐阜県の補助金交付要綱との相違について 県の交付要綱には、コスト削減や自主財源確保への努力が認められる記載がある。市の要綱にも県と同様な記載を加え、每期、要綱に合致した支出であるかどうかの検証を行う必要がある。	161
(8) 岐阜市情報通信関連サービス業誘致促進奨励金の交付事務について				
企業誘致課	32, 617	意見	ア. 事業評価の実施の必要性について 制度開始から事業評価が行われていないため、事業評価を行うことが望まれる。	164
(9) 社団法人岐阜市シルバー人材センター運営補助金の交付事務について				
経営雇用対策課	15, 447	意見	ア. 補助金額の算定方法の問題点について 運営費補助金は、交付団体の運営に必要な補助金額を算定し交付することが望まれる。	166
		意見	イ. 補助金の使途の調査結果の文書化について 補助金の使途の調査を行った際には、その内容を文書化して保存することが望まれる。	167
		意見	ウ. 財政運営積立金について 多額の積立金が存在しているが、本当に運営を継続していく上で、当補助金が必要なかを再度検討し、場合によっては補助金額削減等の措置を講ずることが望まれる。	168
		意見	エ. 補助金の期限について センターが補助金に頼らず独立して運営が可能となった場合には、補助金を終了する旨の条項を要綱に盛り込むことが望まれる。	168
		意見	オ. 事務事業評価について より一層、事務事業評価を充実させることが望まれる。	168

(10) 岐阜商工会議所経営改善普及事業補助金の交付事務について				
経営雇用対策課	14,000	指摘	ア. 予算について 経済情勢の変化、商工会議所の財政状態に応じて補助金の上限の見直しを定期的に行い、実態に即した補助金運営に努めるべきである。	169
		指摘	イ. 補助対象事業の検証について 特定の事業費を補助する目的で補助金を拠出している以上、その補助金によって行われている事業の内容、その効果を検証し、補助金の有効性を確かめるべきである。	169
		意見	ウ. 実績報告の審査について 現状では、補助対象事業に関する実績報告の審査が不十分であるといえる。少なくとも数年に一度は補助金額の算定の基礎となる資料の内容を検証し、補助金使途の透明性を高めることが望まれる。	170
		意見	エ. 事務事業評価について アンケート等により中小企業者の経営改善にセミナー等がどの程度役立っているかを調査し事務事業評価に盛り込むことによって、補助金の有効性、効率性等の判断材料として広く市民に開示することが望まれる。	170
(11) 柳津町商工会事業補助金の交付事務について				
経営雇用対策課	10,000	指摘	ア. 補助金額について 会員1人当たりの補助金額であるが、柳津町商工会の会員は、岐阜商工会議所の会員の約1.8倍の補助金を享受していることになる。これは公平性の観点から問題があり、検討を行う必要がある。	171
		指摘	イ. 予算に関する問題点について 補助対象事業に必要な経費を積み上げて具体的に根拠のある金額を算定し予算を定めるべきである。また、補助金額の4倍超の運営のために留保された積立金が存在している以上、補助金額の算定においても当積立金を考慮した上で、補助金の減額を行うべきである。	172

		意見	ウ. 補助金の使途に関する審査について 現状では、補助対象事業に関する実績報告の審査が不十分であるといえる。少なくとも数年に一度は補助金額の算定の基礎となる資料の内容を検証し、補助金使途の透明性を高めることが望まれる。	173
		意見	エ. 事務事業評価について アンケート等により中小企業者の経営改善にセミナー等がどの程度役立っているかを調査し事務事業評価に盛り込むことによって、補助金の有効性、効率性等の判断材料として広く市民に開示することが望まれる。	173
(12) 岐阜市若年者・中高年齢者・障害者雇用促進奨励金の交付事務について				
経営雇用対策課	6,700	意見	ア. 有効性について 補助金受給者に対する追跡調査は、補助金の対象となっている被雇用者の定着率を時系列で分析しているのみであり、補助金がない場合の市の雇用定着率との比較が行われておらず、実質的に当該調査は補助金の有効性を計るものではないため、検討することが望ましい。	174
		意見	イ. 補助金支給に係る人件費について 平成22年度の当補助金6,700千円を支給するために4,008千円の人件費がかかっている。経済性の観点から検討することが望ましい。	175
(13) 金華山国有林保護管理協議会に対する負担金の交付事務について				
産業拠点運営課	420	意見	ア. 権利能力なき社団・市からの独立性について 金華山国有林保護管理協議会は、権利能力なき社団の要件や、市からの独立性の観点で、問題点がある団体であるため、同協議会と市の関係について検討することが望まれる。	176

消防本部				
(1) 岐阜市消防団維持運営費負担金の交付事務について				
消防総務課	17,872	意見	ア. 負担金の交付額について 当該負担金を交付するにあたり、人員数に応じて発生するような費用項目でないのであれば、現在の算定根拠に代わり、より適切な算定根拠の導入を検討することが望まれる。	180
		意見	イ. 決算書類について 現状においては、報告された歳入歳出決算書が実態を表しておらず、負担金の報告書としては望ましいものとはいえない。決算報告にあたっては実際の金額に基づいて、行われることが望まれる。	180
(2) 岐阜市女性防火クラブ運営協議会補助金の交付事務について				
予防課	379	意見	ア. 事業評価について 事業評価シート上、当初の目標値を満たしていないにもかかわらず、有効性においては最も高い評価が付されている。事業評価を実施するにあたっては、活動指標・成果実績と最終的な評価の関連を明確にし、より明確かつ有効な事業評価の実施に努めることが望まれる。	182
(3) 岐阜市女性防火クラブ補助金の交付事務について				
予防課	1,650	意見	ア. 事業実績の報告について 当該補助金については、実績報告書を提出させることとしている。しかし、より有効な内部牽制を働かせるには、実際の証憑と報告金額を突き合わせ、当該報告書が適切に作成されていることを検証し、もって補助金が適切に使用されていることを確認することが望まれる。	183
		意見	イ. 証憑について 一部の女性防火クラブにつき実際の費用内訳並びに証憑を閲覧したところ、証憑が添付されていない費用が散見された。領収書を保管するなど、適切に精算を行うことが望まれる。	184

都市建設部				
(1) 問屋町西部南街区第一種市街地再開発事業補助金の交付事務について				
市街地再開発課	1, 994, 700	意見	ア. 補助金支出の効果測定について 岐阜市中心市街地活性化基本計画における、居住人口等の指標を、仮に同計画が終了したとしても、将来にわたり継続的に策定し、分析することが望ましい。	185
		意見	イ. 現状の事務事業評価について 事務事業評価に客観性をもたせ、岐阜市中心市街地活性化基本計画の目標指標を活用し、事務事業評価に反映させるとともに、ホームページや広報に掲載する等の手段により、市民に説明責任を果たすことは、非常に重要なことであると考えられる。	186
(2) 柳ヶ瀬通北地区第一種市街地再開発事業補助金の交付事務について				
市街地再開発課	82, 800	意見	ア. 補助金支出の効果測定について 「問屋町西部南街区第一種市街地再開発事業補助金の交付事務について」において記載したことと同様。	188
		意見	イ. 現状の事務事業評価について 「問屋町西部南街区第一種市街地再開発事業補助金の交付事務について」において記載したことと同様。	188
(3) フローラリー岐阜開催負担金の交付事務について				
公園整備課	840	意見	ア. 事務事業評価の有効性の検討について 事業の有効性の評価が十分とは言い難い。参加者へアンケート調査を行い、事業としての評価を行うのが望ましい。	189
(4) 民有地緑化推進助成金事業補助金の交付事務について				
公園整備課	2, 768	意見	ア. 事務事業評価の有効性の検討について 事業の有効性の評価が十分とは言い難い。制度の認知度や利用者の満足度等、事業の有効性を客観的、総合的に判断することが望ましい。	191

(5) 加入団体負担金の交付事務について				
都市建設政策課	3,433	意見	ア. 加入団体負担金継続の必要性の検討について 団体に継続して長期間加入している場合には定期的に加入理由を再検討し、加入する意味がなくなった団体については脱退することが望ましい。	192
農林部				
(1) 飛騨美濃じまん農産物育成支援事業等補助金の交付事務について ①飛騨美濃じまん農産物育成支援事業 ②新規就農定着促進事業補助金 ③元気な園芸特産産地育成対策事業補助金				
農林園芸課	①20,634 ②10,777 ③884	意見	ア. 人件費のみ発生する事業について 人件費のみ発生する事業についても説明責任を果たすため、事業ごとの人件費相当額などについて一覧的に公表することなどについて検討をすることが望ましい。	196
(2) 県営土地改良事業負担金等の交付事務について ①県営土地改良事業負担金 ②土地改良施設維持管理適正化事業負担金 ③団体営かんがい排水事業補助金				
農地整備課	①51,565 ②3,798 ③4,428	指摘	ア. 事業評価について 当事業は、事業評価の実施結果が公表されていない。事業評価の実施結果を公表すべきである。	199
(3) 長良川下流域魚族保護対策協議会負担金の交付事務について				
畜産センター	3,500	意見	ア. 協議会からの補助金額の算定根拠の不明確さについて 協議会から長良川漁業協同組合への補助金額については協議会総会の議決によってはいるものの、その金額の根拠は必ずしも明確とは言えず、外観的には前年踏襲で漫然と決議がなされていると指摘されかねない状況にあり、何らかの対応をすることが望ましい。	201

		意見	イ．事業評価公開内容について 事業評価公開内容に改善できる点が見受けられる。成果実績の指標に記載がないため、対応することが望ましい。	201
		意見	ウ．一部重複事業の統合、効率化について 当事業と同様の目的の事業として「魚類放流事業」が、畜産センターの事業として実施されている。一部重複事業の統合、効率化について検討がなされることが望まれる。	202
福祉部				
(1) 地区敬老会運営費補助金の交付事務について				
高齢福祉課	41, 316	意見	ア．高齢者人口について 交付対象である高齢者の定義を再考するとともに、多数の交付対象者及び補助金交付額が発生することにより、岐阜市に必要な以上の負担が発生することのないように、見直しを行うことが望まれる。	204
		意見	イ．出席者について 敬老会の出席率は過半数を下回り、多いとは言えない状態である。また、体調面から毎年の参加ができない高齢者等も多いと考えられる。このような点から、敬老会のあり方についても、再考することが望まれる。	205
		意見	ウ．早田地区の敬老会開催について 早田地区の敬老会では特定の高齢者のみを招待しており、他地区と比較すると補助金対象者に対する出席率が著しく低くなっている。補助金の交付限度額の算定方法から考えると、本来は金額算定の基礎となった人数に対し当該敬老会の参加対象者とするのが望ましい。	207

(2) 岩戸サンホーム運営費補助金の交付事務について				
高齢福祉課	1,000	意見	ア. 根拠条例、要綱について 現在、当該補助金額の算定について明文化された規程は存在しない。このような状況では補助金交付の公正性を満たしていないといえる。そのため、運営費補助金要綱の新たな設定の検討を行うことが望まれる。	208
		意見	イ. 事業評価について 事業評価について岐阜市の補助によりどのくらい負担が軽減されているかを記載し、当該事業の実績、現状を分かりやすく説明することが望まれる。	208
(3) ふれあいのまちづくり事業補助金の交付事務について				
高齢福祉課	37,361	意見	ア. 根拠条例、要綱について 現在、当該補助金は根拠となる要綱に該当するものがなく、補助金額の算定についても明文化された規程は存在しない。補助金額算定根拠となる補助金要綱を定めた上で、その補助目的を達成しうるような補助対象金額を明確に定めることが望まれる。	209
		意見	イ. 事業評価について 事業評価について岐阜市の補助によりどのくらい負担が軽減されているかを記載し、当該事業の実績、現状を分かりやすく説明することが望まれる。	210
(4) 岐阜市老人クラブ補助金の交付事務について				
高齢福祉課	35,118	意見	ア. 根拠条例、要綱について 現在、老人クラブ連合会運営費補助金については根拠となる要綱に該当するものがなく、諸手続きや補助金額が必ずしも明確にされていない。補助目的、補助対象、補助金額、及びそれに伴う諸手続きを明確にするために、補助金要綱を作成することが望ましい。	211

		意見	イ. 参加率について 平成22年度における岐阜市内の老人クラブの参加割合は、全体としてはそれほど多い状態ではない。補助金の有効性の観点及び老人クラブ参加によるメリットを考えると、今後高齢者が参加しやすい老人クラブの組織づくりが必要不可欠であるとともに、その参加率を向上させていくことが望まれる。	212
		意見	ウ. 事業評価について 当該事業の事業評価シート上、事業目的を達成するための活動指標及び成果指標の目標達成状況が不明瞭な形となっているが、最終的な結論としてかなり高い評価を付している。活動指標・成果指標を明確にした上でその結果を基に、より説得力のある評価を行うことが望ましい。	214
(5) 岐阜市高齢者在宅生活援助員派遣事業補助金の交付事務について				
高齢福祉課	4,573	意見	ア. 補助金額の算出について 補助金額の根拠に当たり、一部不明瞭な係数が見られた。これは、補助金が満たすべき要件を満たしておらず、補助金の算出過程としては不適切であるといわざるを得ない。今後、この補助金にかぎらず、いかなる補助金についてもその算定根拠は明確にしておくのが望ましい。	216
		意見	イ. 事業評価について 事業評価上、現状維持としながらその評価については平成23年度以降対象がないと結論付けており、その総合評価を省略している形となっている。補助対象期間全体の結果を通しこの補助金の有効性を確認し、将来の行政に結び付けていくことが望ましい。	216

		意見	ウ．補助対象者の公平性について 当該補助金については、中心市街地の居住を促進する目的のため対象地域を限定している。しかしながら、高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるようにという純然たる福祉目的も内包している。このような場合、居住地域においてその扱いを異にすべきものではなく、検討することが望ましい。	216
(6) 障害児保育円滑化事業補助金の交付事務について				
保育事業課	3,107	指摘	ア．交付要綱について 当該補助金は、私立保育園に対して、障がい児の受入に要する特別な経費を助成するものであるが、実際、補助対象となった経費には、健常児にも有用な経費が含まれていた。要綱に補助対象経費の範囲を明確にして、補助金の公正性、公平性を確保すべきである。	218
(7) モデル保育所事業補助金の交付事務について				
保育事業課	3,333	意見	ア．要綱の記載事項について 複数の補助申請があった場合、補助対象の選考が必要となる可能性が高いが、選考の基準となるものがない。要綱において、選考の基準を明確化することが望まれる。	220
		意見	イ．公平性について 補助対象経費の要件を満たしたとしても、限られた予算から補助対象となる保育園と補助対象とならない保育園が生じる可能性があり、公平性の点で課題があるといえる。 他の補助金との調整を図ることや、補助率を変更する等により、補助の対象となる保育園を増加させることが望ましい。	221

		指摘	ウ. 事業評価について 事業評価では、すべての評価項目で最高点の 5 で評価されているが、毎年ほぼ 1 件しか補助をしない状況で、各保育園は特に問題なく運営されており、この補助金の必要性、有効性が高いとまではいえない。また、費用対効果の項目は、県内の市町村で同様の補助事業を実施していることをもって、5 と評価しているが、誤った理由である。適切に事業評価を行い、事業の適否、改善すべき事項を検討し、翌年度以降の事業に反映させるべきである。	222
(8) 岐阜市交通遺児援護事業の補助金の交付事務について				
子ども家庭課	610	指摘	ア. 補助対象について 交通事故以外の事故、または病気などにより父母を失った遺児も交通遺児と同様に健全な育成と福祉の増進が必要であることから、交通遺児のみを特別に激励することは公平性を害する。見直し検討が必要である。	224
		意見	イ. 激励図書カード支給の根拠について 激励図書カードの送付等の運用については、岐阜県交通遺児激励金支給要綱を参考にしてはいるものの、岐阜市自体には支給の根拠となる規則、要綱等がないため、対応することが望まれる。	224
(9) 岐阜市社会福祉協議会運営補助金の交付事務について				
福祉政策課	58,311	意見	ア. 民間団体に対する補助目的及び補助金額の見直しについて 補助対象の見直しまたは補助目的を限定する等の見直しを行うと同時に、必要な補助金額についても見直しを行うことが望まれる。	225
(10) 岐阜市福祉医療助成事業協力費補助金の交付事務について				
福祉政策課	24,369	意見	ア. 補助金の設定目的の明確化について 補助の設定目的と覚書の締結意図が整合していないため、補助金が何に対して支払われているかを明確にすることが望まれる。	230

		意見	イ. 岐阜県柔道整復師会への補助の必要性について 補助の必要性及び補助金の算定根拠が明確となっていないため、それらを明確にすることが望まれる。	231
(11) 岐阜市民生委員児童委員協議会運営費補助金の交付事務について				
福祉政策課	20,479	意見	ア. 協議会からの補助金の交付事務マニュアルの必要性について 補助金等交付規則を逸脱する可能性が懸念されることから、協議会から各ブロック及び地域に対して補助を行う際に、補助金交付の指針となるものを作成することが望まれる。	233
まちづくり推進部				
(1) 歴史的建造物群景観形成助成制度の補助金の交付事務について				
まちづくり景観課	6,500	意見	ア. 相見積りについて 原則、工事業者の選定にあたっては、相見積りも実施し相対的に経済的なものを選択することが望まれる。	237
(2) 木造住宅に係る住宅耐震補強工事業の補助金の交付事務について				
建築指導課	12,600	意見	ア. 補助金の公平性について 工事を先着順で受け付けているため、該当事業年度の申請開始日に既に、その年度の予算枠が終了してしまう状況となっており、申請のタイミングのみで補助が受けられるかどうかが決定的される。この点を改善し、補助の機会の公平性が保たれるよう配慮することが望ましい。	238
		意見	イ. 有効性について 工事件数は、予算の関係上、平成20年度8件、21年度9件、22年度15件しか補助がおこなわれておらず、岐阜市の木造住宅総数が約2万4千3百戸であることを考慮すると、岐阜市全体の目標を達成するための手段としての当該補助金の効果は極めて限定的となっているため、補助件数を増加し、その有効性を向上させることが望まれる。	238

		意見	ウ. 市職員の過大な事務作業負担について 市の平成 22 年度の事業評価シートによると、総補助金額 12,600 千円に対して、市職員の事務作業等の人件費 5,010 千円がかかっている。あまりに煩雑な事務作業が生じているような補助金は、経済性に配慮し、効率化が図られることが望まれる。	239
(3) 特定建築物耐震補強工事事業の補助金の交付事務について				
建築指導課	12,300	意見	ア. 補助金の周知の徹底について 当該補助金は平成 18 年度より開始したものであるが、平成 22 年度末現在 1 件のみしか補助実績がなく、また、平成 19 年度現在で、「岐阜市の基準を満たす特定建築物／総特定建築物」＝「1,320/1,893 戸」と目標 90%に対して達成率約 70%にとどまっているため、補助金や、耐震補強の重要性を今以上に周知し、目標達成を促進することが望まれる。	240
薬科大学				
(1) 岐阜薬科大学 共同研究交付金の交付事務について				
庶務会計課	27,272	意見	ア. 研究予算の他の研究への流用のリスクへの対応について 他の研究に共同研究交付金が流用がなされないように、庶務会計課は研究者に対して、注意を喚起することが望ましい。	242
		意見	イ. 物品購入等の検収体制について 現状の内部統制を補強する意味で、時には庶務会計課を通じた検収を行うことを検討することが望ましい。	242

		指摘	ウ. 研究経費により取得した備品等について 備品の現物確認を定期的に行い、備品台帳に記載されている備品が紛失していないか現物実査を行うべきである。	242
(2) 岐阜薬科大学受託研究交付金の交付事務について				
庶務会計課	67,076	意見	ア. 研究予算の他の研究への流用のリスクへの対応について 他の研究に受託研究交付金が流用がなされないように、庶務会計課は研究者に対し注意を喚起することが望ましい。	244
		意見	イ. 物品購入等の検収体制について 現状の内部統制を補強する意味で、時には庶務会計課を通じた検収を行うことを検討することが望ましい。	244
		指摘	ウ. 研究経費により取得した備品等について 備品の現物確認を定期的に行い、備品台帳に記載されている備品が紛失していないか現物実査を行うべきである。	245
(3) 岐阜薬科大学科学研究費間接経費交付金の交付事務について				
庶務会計課	18,348	意見	ア. 内部統制の構築及び内部監査について 考えられる不正の危険に対し、何らかの内部統制を構築し、不正を防止する環境を作ることが望ましい。 所管部署による内部監査は不正リスクを想定し、それに対応した監査手続を定め実施し、監査の幅を広げることが望ましい。また、監査の結果を文書化することにより計画的、効果的な監査が可能となる。	246

柳津地域振興事務所				
(1) 物流機能サポート事業補助金の交付事務について				
地域振興総務課	5,500	指摘	ア. 補助の必要性について 補助金支出の必要性について、実質的な検討がなされておらず、貸借対照表等を入手して、実質的な補助の必要性の検証をするべきである。	249
		指摘	イ. 交付要綱がないことについて 支出の根拠となる明確な要綱が存在していないため、今後は、要綱を定め、趣旨、支出金額の算定根拠、補助対象者等を明確にする必要がある。なお、利益剰余金が発生した場合の取り扱いについても要綱に明確に定める必要がある。	250
		指摘	ウ. 一般事業収支内訳書の収入に記載されている組合均等割について 一般事業収支内訳書の収入に記載されている組合均等割について、減額されていたが、事業内容の変更についての所要の手続きをとるべきであった。	251
		指摘	エ. 事業評価の形骸化について 事業評価が、具体的根拠なしに毎年支出の効果があつたと判断しており、実質的な事業評価を実施するべきである。	251